

月例総会議事録

- 1 招集日時 平成30年11月19日（月）
- 2 開会日時及び場所
平成30年11月19日（月） 午後 1 時45分
防府市役所 1 号館 3 階 南北会議室
- 3 閉会日時 平成30年11月19日（月） 午後 3 時20分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

（1 番）石川 眞平 （2 番）池田 静枝 （3 番）中山 博祐 （4 番）宇多村史朗
（5 番）井元 均 （6 番）吉本 典正 （7 番）木原 伸二 （8 番）古谷 修造
（9 番）光井 憲治 （10番）田村 正信 （11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子
（13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭 （16番）内田 成男
（17番）三輪 栄一

(2)欠席者（1名）

（18番）藤井 伸昌

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書 記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第61号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について
議案第62号 農地転用事業計画変更申請承認について
報告第75号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第76号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第77号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第78号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第79号 現況証明書の発行について

報告第80号 農地法施行規則該当転用届について

報告第81号 畑地造成の届出について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

16番 内田 成男委員

17番 三輪 栄一委員

午後1時45分開会

○事務局 ただいまから11月の月例総会を開催いたします。

本日、御欠席の御連絡のありました委員は、18番、藤井会長で、7番の木原委員がまだお見えではございません。

御出席は過半数ございますので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

議事に入りますが、会長が御欠席ですので、農業委員会運営規程第3条により、古谷職務代理者が議長として議事の進行をしていただくようお願いいたします。

○古谷職務代理者 (挨拶)

議事に入ります前に議事録署名委員を選任させていただきますが、本日の議事録署名委員さんは、16番の内田委員さん、それから17番の三輪委員さんをお願いします。よろしくお願いします。

それでは、議案審議に入りますが、議案第57号について事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料も1ページからになります。

議案第57号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されており、所有権の移転が4件、使用貸借による権利の設定が1件です。

目的は、規模拡大が2件、新規就農が3件です。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古谷職務代理者 1番の担当委員の方は説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。1番の議案第57号の1は、所有権移転の申請になります。

———の農地を———に譲り渡すという申請になります。こちらは、所在地、———となっているんですが、私は———なんですけれども、———に住所だけ———

というちょっとわかりにくいところがあり、私が今回担当します。実際、私と同じ自治会の地域でするので、ごくごく近所の件になります。

まず、地図を見ていただきたいんですが、所在地が参考資料の1ページ目です。周りに目印となるものが全然ない住宅街の中の農地で、地図の上のほうが—————になります。一番下の右下に—————があると考えていただきたいと思います。—————から大体1 kmぐらい南に下がって行ったところの農地が広がっているんですが、道もなくて、それで開発されていないという農地になります。

ちなみに、私はこれからさらにもう少し南に行ったところで農業をしております。

現地確認を11月12日に行いました。ヒアリングも同日行いましたので、説明させていただきます。

今回取得される農地のほかに2枚ほど農地が3反ございまして、それで田んぼをやっておられるということです。納屋も見せていただいて、結構新しい納屋でトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機まで全部そろっておりましたので問題ないかと思います。

この土地ですが、これまでも数年間、実際はこの—————がずっと耕作されているということです。—————のほうはもう何年もやっていなくて、ずっと—————に頼まれていまして、このたび正式に—————がきちっと取得されるということで申請されたということになります。

農地法第3条第2項各号の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号、全部効率要件については、農機具等も確認しました。毎年やっておられるので問題はないかと思います。

第2号、第3号についても該当しません。

第4号についてですが、もう会社もやめておられて、農業一本と年金でやっておられるということです。これでも問題ないかと思います。

下限面積ですが、今やっておられるのが3反で、このたび正式に1反入るということで、4反ぐらいやっておられるので問題ないということです。

転貸禁止要件も、自分で耕作されるので問題ございません。

地域調和要件ですが、これも今までずっとやってこられたということで問題ないかと思います。

以上、説明となります。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで何か御質疑等があればお願いします。

なお、御質疑のある方は番号とお名前を言ってから質問されますようお願いいたします。特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 御質疑がないようですので、早速採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手を

お願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成で、可決、承認いたします。

次に、2番の担当委員の方は説明をお願いします。

○4番 4番、宇多村です。議案第57号の2、こちらは相続による所有権移転でございます。

それと57号の3、その下にありますが使用貸借による権利の設定であります。こちらは耕作者が同一ということで関連がありますので一括して説明させていただきます。

○古谷職務代理者 はい、認めます。

○4番 まず、両土地とも今回の譲受人、借受人である————が既に2筆とも、以前から耕作されて実際に稲作営農をされていた土地でございます。

57号の2は、今回、譲渡人である————がお亡くなりになり、以前から耕作されていた土地について権利関係を整理するために今回の申請になったということでございます。

57号の3の使用貸借の申請も57号の2の申請にあわせ、いわゆる下限面積をクリアするために提出されてきたものでございます。

まず、位置を説明させていただきますと、議案第57号の2は資料の3ページにございます。57号の3は資料の5ページに記載されております。

現地は、いわゆる両土地とも——の東部に当たります——というところにありまして、目安になるのは————です、——の北東位置に存在しております。

両土地の現地確認を11月13日に行いました。現地は管理良好と判断いたしましたので報告させていただきます。

両土地の営農計画書に沿って営農計画を見ていただきますと、57号の2も57号の3も営農計画書は同一のものです。

まず、農地等に係る権利の取得の目的はこのように書いてあります。作物及び利用計画は水稻ということでございます。

必要な作業及び通作の距離及び農機具の保有状況、こちらについては以前から耕作をずっとしておられますので何ら農機具に関する問題はないと思っております。

農作物の出荷先は、JA防府とくちということで、農業協同組合にも加入予定があるということでございます。

営農計画書については、そのようなことで何ら問題ないと思っております。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項についてでございますが、まず第1号の全部効率要件につきましては、譲受人は先ほどの営農計画書に記載のとおり、現在耕作しておりますし、農機具の保有状況は問題ないと考えております。

第2号の農地の適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定につきましては該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人には農作業を行う必要がある日数につきましては農作業に従事し、現に稲作を行っております。

第5号の下限要件でございますが、2号と3号を合わせて満足しております。

第6号の転貸禁止要件でございますが、自分で既に耕作されておりますので該当いたしません。

今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2号各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで何か御質疑等があれば、お願いをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 御質疑がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。これによって、2番と3番は可決、承認されました。

続いて、4番の担当委員の方の説明をお願いいたします。

○9番 9番の光井です。議案第57号の4は、所有権の移転の申請であります。

資料につきましては、7ページに現地の位置図、8ページに営農計画書が記載されておりますから、これを見ながら説明を加えていきたいと思っております。

現地確認及び申請者への聞き取りにつきましては11月10日から時間を見まして15日の間に行いましたので報告をいたします。

現地については、———というんですか、———からずっと下がりまして——のほうへ、あれが三叉路になって、そこに———のセルフの給油所があるんです。すぐその隣側、———にこの土地があります。

11月13日の正午に譲渡をされる———、———のところへ行けばよかったんですけど、所もよくわからないということで電話で失礼してお話を聞いたので報告をいたします。

———につきましては自営業をやっておられるということで、どういう仕事かと聞いたんですが、———、今、———を作ったりするような仕事を自宅でやっているということでした。特に最近、高齢化が進んでもう忙しくてたまらないほど仕事が入ってきて、自分の所有する農地の管理が全くできなくなって、今回、この土地を譲り渡すことを決められたとのことであり

ます。

それからまた、譲受人の———については、11月15日の朝8時から、今度購入される現地に来てもらってお話を聞きました。———によりますと———までは自営業をやっていたが、それ以降は農業をやっているということで、特に今回この土地を譲り受ける要因になったのは、自分の所有する土地が隣にあったこと、それから、今、住んでおられるところ、聞いたところによると、———にお住まいなんですが、———のほうでも山で人の数よりイノシシの数のほうが多いような所へ住んでいると言われるんです。白菜を作って、できたできたと思ったら、次の日収穫に鎌を持って行ったらもう何も無い。そういう所がっかりきたということで、今回この土地だったら、———だったらそういう鳥獣の被害も聞いたことがないので、うまいこといくのではないかとということで、この土地を購入されることに決められたと言っておられました。

また、営農計画書の中で2番目の利用計画、とりあえず来年の3月、これからジャガイモを植えて次から次へナスとかキュウリとかを作って楽しんでみよう。ここはいいですよと言ったら近くに公営の市場もあるから、そこへ持っていったら地場産だから高く買ってもらえるからしっかり作ってくださいと励ましておきました。

あとは、農機具の保管場所についてはどうされるのかと思って、自宅にはもう、———には置くところがあると言われるんですけど、こちらに耕運機でも草刈機でもその都度持って行かれるのかと思ったら、ちょうど前のページの地図の中にすぐ隣に———という方がいらっしゃるんですが、———になるらしいです。———がここに嫁いでおられて、———ということで、1日がかりでもできないときには、ここに耕運機とか草刈機を置かせてもらって作業を進めていきたい、と言っておられました。

この土地は、当分手を入れたような土地ではありません。セイタカアワダチソウが今、盛んに黄色い花が咲いているような土地ですから、相当な時間がかかるのかなと思うんですけど、一生懸命やって見違えるような農地にしてみせます、ときどき見に来てくださいと言われました。

それから、農地法第3条の第2項各号の農地の権利移動に関するについて説明しますと、まず、第1号の全部効率要件については、特に問題はないと思います。そういうことですから農地を全て効率的に利用されると思っております。

第2号、第3号については、別に該当しておりません。

第4号については、話を聞いたところ農業が大好きなような方ですから、農作業に従事されることは間違いない感じです。

5号の下限面積要件ですが、これについても満たしております。

それから、6号についても、転貸禁止要件、これも自分でやられるということで、該当はいたしません。

それから第7号の地域の調和につきましては、今回、僕は初めてお会いしたんですけど、とても明るい方というんですか、ざくばらんといいですか、地域の人とは十分調和を持って対応されると思います。

以上で、報告を終わりますが、皆様の御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで何か御質疑等があればお願ひいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 よろしいですか。

○16番 16番、内田です。この下限面積ですが、———ほど持っておられるんですが、これは———に持っておられるんですか。

○9番 ——じゃないと思うんですけど。

○16番 そういうふうになると、これはどうなんですか。

○9番 多分、——じゃないと思う。わからないです。そこは聞いていないです。

○16番 ——ですから2反以上ということになるんですよ。

○古谷職務代理者 私の個人的な見解はありますけれども、一応事務局に。

○事務局 事務局から説明します。

まず、——には———ほど持たれていて、———に———ほど持たれております。こういった場合の処理の方法としては、———と———を合わせて下限面積を超えていると判断して、今回、下限面積はクリアしているという判断になります。

○古谷職務代理者 農地法上では、今説明のあったとおりだと思います。本人がどれだけ耕作しているかということが大事であって、そこの地区にどれだけ持っているかということではない。

○16番 ではいいです。

○古谷職務代理者 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 ないようですので、早速採決に入りたいと思ひます。賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ということで可決、承認します。

次に、5番の担当委員の方は説明をお願いいたします。

○5番 5番の井元です。議案57号の5番を説明申し上げます。

この案件は農地法第3条の規定による所有権の移転の案件でございます。

所有者、譲渡人は———、———。譲受人は———、この———がこれは———

—となっていますけど、実は————が本当だろうと思います。何件もこの方に耕作をお願いして契約書等も見ているので、多分そちらのほうだろうと思います。

お二人は——の地番を見られたらわかるように、路地を挟んで端向かいで、お住まいがお隣同士でございます。

まず、田んぼの位置ですが、資料の9ページ、申請地、これはちょうど————、今は————になるんですが、その北側に当たります。

————も——と比較的お若いんですが、持病をお持ちで一昨年从这个田は営農計画書にも書いてありますように、もう————が既に耕作をなさっておりました。

今、————は主に水稻で1町強作付なさっているんですが、機械の装備が近代的な大型、トラクターもキャビンだし、田植機、それぞれコンバインも私がうらやましいぐらいの機械装備をされております。先ほど吉本さんとも話したんですけど、まだまだパイ3倍ぐらい今から受けてもらえるねという話はしたばかりです。

そういったことで、権利移動の3条の2項に基づく許可基準については1号の全部効率要件、該当しません。

2番、3番、同じく該当しません。

4号の農作業の従事日数、これについても既に1町以上お作りで問題はありません。

下限面積のも今言ったとおりでございます。

耕作上の転貸もありません。

地域との調和要件、これも周りによく話し合いながら営農を進めるということでもありますので、全く問題はございません。

以上のことから、地元農業委員では全く問題ない案件と思っております。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○古谷職務代理者 今、説明があったことで何か御審議等があればお願いいたします。異議がないようですが、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 それでは、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。可決、承認されました。

次に、議案第58号について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の2ページ、資料は11ページからになります。

議案第58号につきましては、農地法第4条による許可申請が2件提出されております。

転用目的は農家住宅敷地拡張、太陽光発電設備が1件ずつです。

受付番号1、農家住宅敷地拡張です。農地区分は集団農地面積59.1haの農地で、施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は施行規則第35条第5号の既存施設の拡張です。農用地区域除外手続中です。

受付番号2、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積1.5haの農地でいずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○古谷職務代理者 1番の担当委員の方は説明をお願いいたします。

○12番 12番の熊安です。農家住宅敷地拡張の案件です。

現地確認を11月13日に事務局の秋里さんと富永さん、石田さんと私の4人で行いましたので御報告いたします。

現地は、お手元の資料11ページのとおりですが、———と———の中間地にあります。

宅地図に———と記入してありますが、11月18日にお電話で確認し、お電話に———が出られ、———で3、4年前にお亡くなりになったそうです。これはちょっと古い地図だったもので、その———と書いてあります。

農地の種別は第1種農地で施行令第5条第1号に該当する農地です。

許可該当法令では、先ほど事務局からも話がありましたが、規則第35条第5号に該当します。これは既存の施設の拡張になります。宅地の拡張には県の許可が必要です。

申請人は、登記地目が畑であることの意識なしで宅地が手狭なため、———に倉庫4つと駐車場3台分、農作業場、果樹園の使用をされていました。

当該当地は農林水産振興課が定めた農用地区域になりますので、農用地区からの除外の手続中になっております。

一般基準など作業スペースから見て適当であり、周辺の営農への支障も考えられないことから除外手続を終了され、必要書類の提出後には許可基準を満たすものと思われます。

皆様の御審議よろしく申し上げます。

○古谷職務代理者 今、説明のあった所で何か御質疑等があればお願いいたします。特にないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 御質疑がないようですので、早速採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成で、可決、承認されました。

次に、2番の担当委員の方は説明をお願いいたします。

○1番 1番、石川です。議案第58号の2ですが、資料は17ページと22ページです。

この案件は、——の農地を太陽光発電設備を建築するために転用したいという申請です。

現地確認を11月12日に小委員長、宇多村委員と事務局と一緒に行いました。

それから、——からは11月16日だけで話を聞きまして、代理人とも電話で多少話をお聞きしました。

現地は、——の北側ですが、非常にわかりにくいところですが、——の北側で——の入り口付近になります。

譲渡人はお勤めをされていまして、具体的な農作業はされていません。ただ、この該当の土地は、今、休耕地ですが、草刈り等を非常によくされています。それから、ほかに農地はあるんですが、その農地についてはお隣の——というのがあるんですが、この方が耕作されております。

今回、ずっと休んでいるので、その農地に太陽光発電の施設を作りたいということで御自身が施設を作るということです。工事は——が行い、その後の管理は自分でやるということなんです。

この土地は、今言いましたように休んでいるところはここだけじゃなくて、太陽光発電するためにはここが妥当だろうと思います。

それから、一般基準の確実性については、許可後、部材発注をして年内にはできれば着工したいという意向です。

——には通知をしているそうです。

面積についても資料の21ページ、大体いっぱいありますので妥当だろうと思います。

それから、周辺農地については、前は御自分の自宅ですし、隣が貸している——なんですが、まだ説明はしていないということなので、説明するように言いました。——が土地耕作されていますので特にもめるような状況ではありません。

それと、水路、それから近隣農地への進入路の確保も確認しましたが、きちんと確保されています。

周辺農地への被害が及ぶというようなこともないと思います。

報告は以上です。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○古谷職務代理者 今、説明の中のことで何か御質疑等があればお願いいたします。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 特に御質疑がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成で、可決、承認されました。

それでは、議案第59号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の3ページ、資料は23ページからになります。

議案第59号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が6件提出されております。転用目的は太陽光発電設備が2件、進入路、自動車修理工場、事務所敷地拡張、建売住宅がそれぞれ1件ずつです。

受付番号1、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積1.8haの農地でいずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号2、進入路です。農地区分は集団農地面積115.1haの農地で施行令第12条第1号及び第2号に該当する第1種農地です。許可該当法令は施行規則第35条第5号の既存施設の拡張です。農用地区域除外手続中です。

受付番号3、自動車修理工場です。農地区分は集団農地面積3.0haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号4、事務所敷地拡張です。農地区分は集団農地面積2.4haの農地でいずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。農用地区域除外手続中です。

受付番号5、建売住宅です。農地区分は集団農地面積0.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号6、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積1.3haの農地でいずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古谷職務代理者 1番の担当委員の方は説明をお願いいたします。

○2番 2番の池田でございます。議案第59号、1番、太陽光発電設備による所有権移転の転用許可申請でございます。

議案書の23ページから28ページをご覧ください。

まず、23ページで、場所は——の北側ふもとです。——がでございます。そのすぐまた北側というか、ちょっと落差がございまして下になりますけど、——の土地でございます。

11月12日の9時半から、事務局2名と私の3名で現地確認をいたしました。住宅に面したあたりは地元の方から毎年草刈りを求められておりまして、刈っていらっしゃったんですけど、ほとんどが手つかずで、長年、セイタカアワダチソウが生い茂っております。——は先月も転用許可願が出ておりました。——に18日に電話でお聞きしましたところ、先月もでしたが、——で全く管理がこれから先もできないだろうということで販売に踏み切られたようで

す。

奥様の言い分によりますと、足元を見られて安い金額で本当に悲しい思いをするけれども、今後できないだろうということで手放すことを決めたということです。

申請者の代理人であります————には、電話でお話しまして、地元の方への説明をちゃんとされますようにとお話いたしました。また、水路等の清掃も、この地区は年に2回行われておりますので、そのあたりもちょうど取り組まれますようにお願いしました。御本人も了解されましたので、今後もこの地区はかなり増えていますので守っていただくよう私もきちんと管理したいと思っております。

ただ、27ページのソーラーの並び具合ですが、——の先ほど言いました、下、落差があるんですけど、そこに土手側に木がかなり生い茂っておりまして、私もちょっと気になったんですけど、陰になるということで少しずらしてあるそうです。

以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで何か御質疑等あれば、お願いいたします。

○11番 11番、石田です。事務局にですが、23ページの地図、今まで周りで太陽光があつて既に転用されているところ、大体この状況をわかりやすいようにチェックしておいてくださいといつもしてくださっていたんですけど、今回なっていないけど、多分ありますよね、結構。

○事務局 事務局です。今回、59の1に関して過去に農地転用があったところのマークが抜けておりました。申し訳ありませんでした。

周辺にも太陽光はございますので、今後、必ずチェックをするようにいたします。

○古谷職務代理者 事務局は気をつけて、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

○3番 3番、中山です。今、水路等の清掃を————が了解しましたということですけれど、実際、————は防府にないわけでした、譲受人も——ということで、たぶん口だけに終わるんじゃないかなと思うんですけども、今後こういったのが、地区全体が太陽光になって、農地がわずかに残って、その人だけがひたすら水路を清掃するということになりかねないので、こういうのは一体どうなのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○2番 この件に関しては、私はそこまで確認はしていないけど、今まで出ておりますところ、結構、近くに————ってあるんですけど、そこが最初に太陽光を始められたんです。その方が結構、地盤の工事をされるんです、引き受けて。だから、私も聞いたことがあるんですけど、それはもう————にお願いしていますという話を聞いたことはあります。けど、この件に関してはそこまでは聞いていないんですが、伝えるだけは伝えておこうと思って言ったんですけど、ちゃんとしますという返事を聞くまでは電話で言ったんですが、ただ、ここは水路が余りないんです。こう見ます

と割と、隣に1町水田があります。手前のほうですけど、その下に水路、水と書いてあります。これが水路じゃないかなと。この住宅の下にはあってもわからない状況です。

確認しますか。

○古谷職務代理者 水路はここの田んぼの上側のところ、図面で言うと。あそこの道路のへりに小さいのがある、これが水路じゃないですか。傾斜じゃなくて。水路じゃない。

○2番 ここは下は少し水路です。

○古谷職務代理者 これ水路だろう。

○2番 これは生きています。

○古谷職務代理者 生きているだろう。

○2番 はい。この隣の————、ここは水田です。耕作していちゃいますので、これをちゃんと使われています。

○古谷職務代理者 だから、この工事によってどこの水路に影響するかということで作業してもらえるかどうかということだね。

○2番 そうですね。

○古谷職務代理者 その辺を確認されて、大雑把に作業してくださいじゃなくて、どこに影響していますということで作業されるといいと思います。

○2番 そうですね。では、一応、お電話で伝えておきます。

○古谷職務代理者 はい、よろしくお願いします。

中山委員さん、それでよろしいですか。

○3番 はい、大丈夫です。

○古谷職務代理者 ほかにございませんか。

○11番 今、中山委員さんがおっしゃったのは全般的な話だと思うんです。地域全体が太陽光にどんどん変わって行って、なかなかその地域のインフラ、水路などを維持できなくなるんじゃないかと、どこの地域も耕作者が年々減ってきて、私たちの地域は太陽光はないんですけど、農用地なので。やっぱり担い手に預けたらもう水路掃除に出なくていいだろうという方もたくさんいらっしゃいますし、私たちの地域のような所なら、多面的機能支払交付金を使って水路掃除に出てくださいる方に手当を出したり、そういうことで何とか地域みんなで力を合わせて維持していこうとできているんですけど、ここらはそういう取り組みもされていないので、本当に難しいと。

この代理の会社はこちらにもないということですけど、この会社が将来もしなくなってしまったらどうするのかとか、その辺まで含めてやっぱり地域とちゃんと話し合った上で本来はやるべきなんだろうと、なかなか今、ルールがない中で事務局も申請に来られたときに説明するのも難しいと思いますけど、委員会ではそういう話になっているというような言い方でもいいので、特に地域

への丁寧な説明と最低でも周りの人が納得してもらった上で進めてくださいというようなことぐら
いは言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○古谷職務代理者 事務局、いいですか。

○事務局 はい。

○古谷職務代理者 それで、石田委員さん、いいですか。

○11番 はい。

○古谷職務代理者 ちなみに、私の場合は水利会長をやっていますので、かなり厳しいことを言っ
ているんです。だから、場合によっては土建屋さんや司法書士、会社の社長も我が家へ来て協議して
います。でも、私の場合は判こを押さないと次に行かないのです。だから、その立場で何度か関係
していますけど、なかなか難しいです、統一してやるようにするのは。

それでは、意見がほかにならないようですので、早速採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手を
お願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。可決、承認をいたしました。

次に、2番の担当委員の方は説明をお願いいたします。

○10番 10番、田村です。29ページから32ページを参考にしてください。

議案第59号の2は進入路を拡張したいという申請です。

去る11月12日に事務局2名と吉本小委員長と現地確認、また———に11月13日、
———に16日に電話にて対応しましたので、その結果を御報告します。

申請地の譲受人の———は、最近自宅を購入されました。その進入路、昔になるんですけど、
2mぐらいで狭く、今回、申請地を取得して4mということですが、既に申請地は拡張されている
状況です。

拡張されたのは———のときに2mでは車等の進入が不可能であるということで
拡張されたようです。始末書は提出済みです。

なお、現地は第1種農地なので原則として許可はしないのですが、施行規則第35条第5項の既
存施設の拡張に関わる部分の敷地の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないものに限るとあり、
問題はないと考えます。

他の農地等の影響等はありません。

皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで何か御質疑等があればお願いいたします。何かござい
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 特にないようですので、早速採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。可決、承認されました。

3番の担当委員の方は説明をお願いします。

○12番 12番、熊安です。この件は、譲渡人、———の田んぼ———を譲受人の———が自動車修理工場にするための所有権の移転の申請です。

35ページをご覧ください。

現地確認を11月13日に朝9時、事務局2人と石田さん、私の4人で確認に行きましたので、その結果を御報告いたします。

申請地の田は、———と———にあります。農地の種別は第2種農地でいずれの法令にも該当しない農地です。

38ページの事業計画書をご覧ください。

譲受人の———は———を経営されていますが、手狭であり、借地でもあるため増築などの対応もできないことにより、交通の便の良い現在の事務所からも比較的近いところ、既存の方にも引き続いて利用していただけるので、ほかに候補地が見つからなかったため、この場所に自動車修理工場を作る目的で所有権の移転をされるわけです。

皆様の御審議よろしく願いいたします。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで何か御質疑等があればお願いをします。特に意見ありませんか。

それで、ちょっと私からいいですか。私も水利をやっておりますので、気になっているんですが、こういう修理工場が来た場合、どうしても下水でない以上は川に油が流れるんです、オイルが。オイルを防ぐためにそういった設備を私の場合は必ずお願いして、やっているかどうかというのを後で確認に行っているんですが、そういった対応はされたでしょうか。

○12番 これから確認してみます。

○古谷職務代理者 すごく大事な、あれがずっと流れたら油が浮くんです、水に。だから、特に水利の関係では一年中やられますので、だからそういった設備、油を消化するような機械ですが、それを必ず設置するようにとお願いできたらと思います。

○12番 はい。お願いしておきます。ありがとうございます。

○古谷職務代理者 よろしく願いします。

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。可決、承認いたしました。

次に、4番の担当委員の方は説明をお願いいたします。ただ、大変恐縮でございますが、この案件に関係する委員さんは一時退席をお願いいたします。

〔11番 石田 卓成君退席〕

○古谷職務代理者 どうぞ。

○12番 引き続き、議案第59号の4番を審議いたします。

現地確認及びヒアリングを11月13日に事務局のお二人と藤井会長さんと私の4人で確認いたしました。

現地は、——の近くです。

譲渡人と譲受人とは——で、——を経営されています。

——の田の一部を——が譲り受けて事務所敷地拡張に使用したいという賃借権の設定の申請です。

43ページを御参照ください。

この緑で囲んだ田が高台になっており、——の宅地と隣接しています。この緑の斜線のところが——の所有の田んぼです。

44ページの事業計画書をご覧ください。

申請地を設定した理由として、上記に記してあるように既存の駐車場が平成21年の豪雨災害で水につかり、従業員の車が水没する被害を被ったため、——の所有の土地が——の敷地の高台にあるため、この場所を確保するに至りました。この高台の農地は第2種農地、集団農地面積2.4haで、いずれの法令にも該当しない土地です。

皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで何か御質疑等があればお願いをいたします。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 御質疑がないようですので、早速採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。

〔11番 石田 卓成君着席〕

○古谷職務代理者 石田さん、御苦勞さまでございました。全員賛成で承認いたしました。

○11番 ありがとうございます。

○古谷職務代理者 次に、5番の担当委員の方は説明をお願いいたします。

○11番 11番、石田でございます。本案件でございますけれども、議案書の3ページの一番下の2段と説明資料の47ページからをご覧ください。

———にお住まいの———と———の農地をこのたび———が取得され、住宅6棟を建設されようとしているものでございます。

まず、上の———から行かせていただきます。

場所については、———の東側300mぐらいのところにあります。———でございます。

上の———ですが、現在———でございまして、今まで御自身で管理されていましたが、御高齢で年々管理が難しくなっているということで7年前から休耕なさっているということでございます。御家族、———が出ておられるんですけど、やってもらえないですかと聞いたら農繁期は———の仕事がてんてこ舞いで全然家の手伝いはしてもらえないということで、7年前から休ませておられるそうです。

このたび———からどうですかというお話があったので、将来的にも管理は難しいだろうと思い売却されることを決意されたそうです。

下段の———なのですが、こちらにも———に出られているんですけど、現在———で現地確認したところ、稲株がまだ残っております。今年刈ったばかりの。会長が稲刈り、作業受託で受けて行かれているみたいですが、田植えまでは御自身でやられ、稲刈りは作業受託に頼まれていたんですけど、年々周りで家の開発工事がどんどん進んで、かなりごみとかを投げ入れられるようになったと。虫がついたときでも消毒したくてもなかなかできる環境にないと、どんどん環境が変わっていったって、そんな中お話をいただいたので、もうこの際手放そうと決意されたそうです。

会長も仕事がちょっと減って淋しいかなとは思っているんですけど、一緒に現地確認も行って、特に地元委員としてはいたしかたないかなと感じたところでございます。皆様方の御審議をお願いいたします。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで何か御質疑等があればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 特に御質疑がないようですので、早速採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成で、承認、可決をいたしました。

続いて、6番の担当委員の方は説明をお願いいたします。

○1番 1番、石川です。資料は53ページです。

議案第59号の6は、———の土地を———が譲り受けて太陽光発電施設を建築したいという申請です。

現地を11月12日に小委員長、宇多村委員さんと事務局と一緒に確認しました。

それから、———については、11月15日に電話でお話をしております。

それと代理人の方とも話をしました。現地は———から北へ300m程度行ったところで、———になります。

譲渡人はお勤めで全く農業をされておられません。

55ページに緑で囲んであるところが今回の該当地ですが、その左上に———というのがあり、ここもこの方の田んぼなんです、これは近所の方が耕作されております。

草刈りだけはときどきしているということですが、先ほどから少しずつ話が出ていますが、これが———の裏側にあります———の一番下のほうになるんです。ここより少し北側はもうほとんど耕作放棄地で、この方が水を引っ張ってこようとすると水路を1人で掃除しないといけないので、水が来ないということで休んでいるということです。それで、できれば手放したいなと考えていたところへ今回の話があって譲ろうということにされたようです。

———というのは、———という、グループ会社みたいなのですが、本体は———です。その傘下にいろんな会社がいっぱいあるようでして、今回はそのうちの1社なんです、この今回の会社、———については市内にありませんが、———の発電施設はちょうど———、山の上にございます。

これ、いろいろもめたというか、建設当時はいろいろ苦情等があつて山を切つて山が崩れたらどうするのかとか、問題になったところなんです、水利関係については水利組合が、もう作った後ですけど苦情を申し立てて、来てくれという話をしたら———から来られて、要望したところを全部やりかえてくれています。だから、話し合いにはきちっと対応して、間に入っている不動産屋に聞いてもこの辺の太陽光発電施設を作られる会社の中では一番よく管理をしてもらっているということでした。

許可基準についてですが、この会社は防府に持っていませんので代替はないということになります。

一般基準の転用の確実性については、許可後、部材を発注し、これは1年以内には着工したいということでした。

それから———には通知済みです。

それと近隣農地及び民家に説明をしましたかという話、代理人それから会社、両方確認をしまし

たら、何件かはしたが途中でですということでしたので、ちょうど話を聞きに行ったときに隣の家の方がいらっしゃいましたので聞きましたら、太陽光発電をする境界の立会はしてくれという話はあったけど、具体的な話はまだということでしたので、着工までには必ずするという事で再度確認をしております。

転用の面積についても57ページに図面、太陽光発電のパネルの図面がありますが、一応、妥当だと思います。

それから、用水路及び水利も問題はないと思われます。ただし、これは57ページの北側、上のほうにあります、これが道ですが、こちらから多分工事をされると思うんですが、実はこの住宅と書いてある右側にも3mぐらいの道があります。こちらはお隣の方が通さないと言っておられましたので、工事は裏からするかということで、これも確認をしました。裏からするという事でした。

報告は以上です。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで何か御質疑等があればお願いいたします。

○1番 言い忘れました。あとの管理ですが、この会社、2社、管理会社と契約をしているそうで、そのどちらかになると思うということなんですが、そこで聞いたら、ほとんどのところは管理をする会社が別にあるというような話でした。

○古谷職務代理者 具体的に聞いておられますか。

○1番 いや、その名前までは聞かなかったですけど、作って後の管理まではできないのじゃないかと聞いたら、管理会社は2社持っているというから管理はするという事で。

○古谷職務代理者 何かございませんか。

○11番 11番、石田ですけど、管理する会社は確かにあるんです。手続代行したり、地元の農地を紹介しているとかもそういった人たちかもしれないですけど、たださっきの水路掃除に出てくださいという話になると、水路掃除は大体同じ時期にやるので、そんなに人数も持っているわけもなく、草の管理でもその時期ですごい勢いで草が生えるのでなかなか行き届かずに結局は除草剤を撒いて近所と揉めたという話も私たちの所でもあったんですけど、だから管理する会社は確かにあるけど、丸投げでは、そういう会社ができないときには自分たちがやるのだという覚悟は持っておいていただいたほうがいいんじゃないかと、今お聞きしながら思いました。

ありがとうございました。

○古谷職務代理者 石川さん、その辺の対応はどうですか。

○1番 今回のこの案件については、1つあるところがきちっと管理されていますので、管理をされると思います。

それと、水路掃除というのはなかなかおっしゃるとおり難しいとは思いますが、私が耕作している坂本にもたくさんあるんですが、草は刈りに来ます。ただ大分高く刈っていったからすぐ伸び

ると思うんですけど、アルバイトみたいなので雑な刈り方ではありますけど、一応、草は刈りに来られて、今回のこの—————においては管理をしてくれると思っています。常時連絡がつかますので問題ない。

○古谷職務代理者 石田委員さん、いいですか。

○11番 いいです、はい。

○16番 16番、内田ですが、石川委員さんがおっしゃっていましたが、譲受人さんは説明、境界立会があった、57ページのこの地図ですが、真南に住宅が3つもありますよね。だから、パネルはこの住宅のほうへ向けて建てられると思うんです。隣に太陽光発電のパネルがずらずらと並んでいる。これは農業委員の仕事じゃないんですけど、住宅のほうへよく言われたほうがいいと思います。売主が売ったら、それはしょうがないです。農地を売ったんだから、それはどうしようもないです。

○1番 これは真ん中の2つが、一番上を除いて2番目と3番目が御自分です。

○16番 御自分ですか。一番向こうがいけないのか。

○1番 一番上は——です。

○16番 ——、それならしょうがない。みんな——ですか。だったらいいです。文句ないです。

○1番 話したというのはこの下にももう1軒あるんですが、それも——です。

○16番 そうですか。ならいいです。

○古谷職務代理者 これはいいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 ほかに特にないようですので、それでは採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。承認、可決いたします。

続いて、議案第60号と第61号は関連がありますので、一括審議といたします。

なお、議案の中には関係する委員さんがおられますが、今回は退席なしで進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 異議なし。いいですね。それでは、そのようにしたいと思います。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第60号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書5ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第60号につきましては、平成30年11月26日公告予定の利用権設定の申請が37件提出されております。

農地の集積面積は、12万417.62m²でございます。

内容としまして、37件中、使用貸借権の設定が30件、賃貸借権の設定が7件、新規5件、更新17件、再設定15件となっております。それぞれの計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第61号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書11ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第61号につきましては、県で公告予定の利用権設定が10件になります。

内容としまして、議案第61号の番号の1から8番までにつきましては議案第60号の番号30から37番までについての公社から貸付を行うものになります。

また、議案第61号の番号9番と10番につきましては、以前総会に諮った案件でございますが、公社から貸し付ける相手方に変更が生じたものになります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古谷職務代理者 地元委員さんで何か説明を加える方があればお願いいたします。特にありませんか。石田委員さん。

○11番 11番、石田です。毎回、これが出るたびに言わせてもらいますけど、中間管理機構の説明はちゃんとされているんですか。今、国のほうでも制度が重複しているということで議論にはなっているようで新聞には出ているんですけど、機構がなかなか生かされないという中で、そっちにちゃんと誘導しているのか。農業委員会事務局に相談もある場合もあるでしょうし、農政係にある場合もあると思うんですけど、お互いがちゃんとやっているのかなと毎回ちょっと気になって、なかなか機構の実績が、機構の推進員さんがおられないところには上がってきていないからですね、どうかなと思って事務局に質問をさせていただきます。

○事務局 まず、農地中間管理機構の斡旋の活用についてのことでございますけれども、今回、11月25日、定例的に期限を区切って5月と11月が大きい期限の区切りなんですけど、新たに契約更新をされる方につきまして農地中間管理事業のパフレット等々、お問い合わせ先も書いて御案内しているというような状況になります。

委員会の窓口におきましても、まず積極的に利用してもらうように、農林水産振興課に御案内など投げかけはしております。

○11番 けど、なかなか上がらない。

○事務局 ですね。石田さんも多分御存じだと思うんですけど、中間管理機構を使うと、毎年の報告であつたり、ちょっと手間がかかるということは、やっぱり相對のほうを利用されるというのが現実的にはあるのかなとは思っているんですが、御案内は引き続きさせていただこうとは思っております。

○11番 了解です。ありがとうございます。

○古谷職務代理者 ほかに御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 特にないようでございますので、それでは早速採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。可決、承認いたします。

それでは、本日、追加されました議案第62号について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

本日、追加でお配りしました議案第62号農地転用事業計画変更申請の承認について御説明させていただきます。

議案書の12—1ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第62号につきましては、農地転用事業計画変更承認申請が2件提出されております。

番号1番につきましては、過去に太陽光発電設備への転用許可を受けたものですが、周辺の太陽光発電設備のメンテナンス用の資材置場が必要となったことに伴い、転用の目的を資材置場に変更し、また許可期間内に事業が完了しなかったことに伴い、期間の延長の申請をするものになります。

番号2番につきまして、過去に太陽光発電設備での転用許可を受けたものですが、許可期間内に事業が完了しなかったことに伴い、期間延長の申請をするものになります。

転用目的についての変更はありません。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○古谷職務代理者 地元委員さんの方は説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。

11月12日に現地を見させていただきました。このとおりでした。何かありましたら。

○古谷職務代理者 今、説明のあったことで何か御質疑等があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 特にないようでございますので、早速採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○古谷職務代理者 ありがとうございます。全員賛成でございます。承認、可決されました。

これからは報告事項ですが、報告第75から皆さん御目通しの上、何か御質疑等があればお願いをいたします。何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古谷職務代理者 御質疑がないようですので、この項については、これで終えたいと思います。

午後3時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年11月19日

議 長 古谷 修造

署名委員

署名委員